

ハイサイ、グスーヨーチューウガナビラ。日本共産党オール沖縄の古堅茂治です。弁明の機会が与えられませんでしたので、同僚議員の皆さんと、市民の皆さんに、民主政治において、私には懲罰を科される理由がまったくないことを申し上げます。

本日は、昨日の懲罰委員会配布しました資料、わかりやく問題点をまとめたカラー資料1枚と、国場幸之助代議士が代表の自民党沖縄県第一選挙区支部、久高友弘前議長が代表の自民党那覇市支部、おくま亮後援会、山川典二後援会、改革クラフ政策研究会、久高友弘後援会の収支報告書と、おくま亮後援会の領収書の写し6枚を含む110ページの資料、さらに、総務省作成の「政治資金規正法のあらまし」19ページの資料を委員に配布させていただきました。

政治資金規正法は、政治資金による政治腐敗の防止を図るために1948年に議員立法によって成立した法律で幾度も改正が繰り返されています。この法律では、政治資金の流れを国民に公開して、国民の不断の監視と批判を仰ぐというところを通じて、政治活動の公正と公明を確保し、わが国における民主政治が健全に発達するようにすることを目的としています。

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体の収入、支出及び資産等の状況について翌年の3月末（国会議員関係政治団体については5月末日）までに報告することが義務づけられています。収支報告書とは、政治団体の収入、支出の総額やこれらの明細などを記載した報告書をいい、毎年12月31日現在で作成されるものです。この収支報告書は、当該政治団体の1年間の収入及び支出の状況等に関する決算書ともいえるべきものです。収支報告書については、12月31日までに作成された会計帳簿に沿って、領収書と突合して作成されるべきものであり、提出に際しては、1件5万円以上、国会議員の政治団体は1件1万円以上の領収書の写しを添付し、さらに、「この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません」の宣誓書も併せて、提出することとなっています。

収支報告書は官報又は都道府県の公報・HPによって公表されるとともに、収支報告書、添付された領収書の写し、そのものも閲覧又は写しの交付の対象となっており、収支報告書は、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという法の目的から見て、極めて重要な役割を担うものです。

それでは、重要な役割を担っている収支報告書に基づいて、私の発言が懲罰にあたる理由がないことを述べさせていただきます。55ページをご覧ください。逮捕・起訴されている久高友弘前議長が代表の自民党那覇市支部は、先月、2月19日に支出先を、おくま亮後援会から奥間亮個人名に訂正しています。奥間亮個人名への変更なので、奥間亮議員個人への確認と了解を得ての訂正でしょう。59ページをご覧ください。沖縄県選挙管理委員会に提出された領収書の写しです。宛先が自由民主党那覇市支部様 金額16万円、但し寄付金として 2021年8月2日 領収書の発行者は、住所が那覇市具志●●番地 ヂヅン●● おくま亮後援会と記入されています。出席の全委員がその事実を確認できたと思います。

そこで、2月18日までの収支報告書の正しい記載、おくま亮後援会を、2月19日に領収書の写しと一致しない奥間亮個人に書き換え・訂正したのは、明らかな偽造にあたります。領収書の写しを開示請求で誰でも入手できることを知らなかったのでしょうか。自民党那覇市支部の訂正は、この真実の証となる領収書の記載と明らかに違います。領収書の写しと照らし合わせれば、明白な私文書偽造、政治資金規正法違反、虚偽記載にあたります。この偽造が、私が本会議で明らかにしたおくま亮後援会の不記載を隠すために、奥間亮個人名へ訂正したのであれば、極めて悪質で重大問題となります。政治資金規正法で罰則罰金の適用対象となる、悪質事例にあたるのではないのでしょうか。

私が日本共産党の代表質問で、おくま亮後援会が逮捕・起訴されている久高前議長が代表を務める自民党那覇市支部から16万円の寄附を受けていた事実、さらに、収支報告書に寄付を記載していなかった不記載の事実が正しかったことは、この領収書の写しで、改めて、はっきり証明されています。

おくま亮後援会名から奥間亮個人名への偽造を知らずか、偽造と言ったからけしからんとして、私に対する懲罰動議を提出することは笑止千万です。恥ずかしくないのでしょうか。この事実の前に懲罰動議に賛成できる議員はいないのでしょうか。重大な偽造問題の真相解明も求められています。

日本共産党那覇市議団ニュース 16号 2024年3月6日

都市建設環境委員

団長 古堅 茂治

厚生経済委員

幹事長 湧川 朝涉

総務委員

我如古 一郎

ご意見、ご要望を

お気軽にお寄せ下さい

政調副委員長

教育福祉委員

会計長

西中間 久枝

発行：日本共産党那覇市議団

那覇市泉崎1-1-1市役所4階

電話：862-8268 FAX867-3170

お困りごとは、お気軽にご相談ください。

メール：jcp-naha@nirai.ne.jp

次は、(34・35ページをご覧ください。自民党・国場幸之助代議士が代表の自民党沖繩県第一選挙区支部は、先月2月19日に、2021年9月19日、12月30日のおくま亮後援会への寄付を削除し訂正しています。41・45ページをご覧ください。領収書の写しを添付をご覧ください。2020年の領収書です。領収書と突合して正確な記載が求められ、さらに、「この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません」の宣誓を提出する政治資金報告書において、とても信じられない、いい加減な記載と領収書の写しの添付となっています。

国会議員関係の政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会の登録を受けた税理士等による政治資金監査を受けること等が義務付けられています。自民党の国場幸之助代議士を代表とする自民党沖繩県第一選挙区支部も、登録政治資金監査人によって、会計帳簿や領収書などが適切に保存されているか、金額や日付などに誤りがないかなどを政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査を実施し、監査報告書が提出されています。領収書と突合して正しく記載すべき会計責任者、事務担当者、そして、専門の監査役、登録政治資金監査人の3人が領収書の年月日の間違いを見落す、初歩的な重大ミスを犯しています。収支報告書作成で本当に領収書と突きあわせたのか、本当に監査を実施したのかも疑われます。

私が代表質問で取り上げた、自民党沖繩県第一選挙区支部からの寄付のおくま亮後援会の収支報告書への不記載は、訂正前の収支報告書です。その時点の収支報告書に照らせば、政治資金規正法違反、不記載にあたります。そこで、前年の領収書が添付されていることについては、明らかな偽造・虚偽記載にあたります。これが事の真実です。私の発言が懲罰にあたらないのは明々白々です。懲罰動議を提出した議員、賛成した議員に猛省を求めるものです。

同僚議員のみなさん。市民のみなさん。自民党那覇市支部の記載の偽造、自民党沖繩県第一選挙区支部の領収書添付の偽造はだれの眼にも明らかです。懲罰を科すべきは、真実を、事実を明らかにした日本共産党の私・古堅茂治ではなく、政治資金規正法に違反し、偽造、虚偽記載を行った方々ではないでしょうか。

政治資金規正法は、「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の流れを透明化し、「民主政治の健全な発達に寄与する」ことを目的とする」と明記されています。

そこで、政治とカネの問題は、地方政治でも、那覇市議会でも、真相を徹底的に明らかにして、間違いを正していく必要があります。それが、市民の負託を受け、法令を遵守すべき議員の務めです。

日本共産党は、その立場から久高前議長のお金授受、収賄事件、政治とカネの問題を取り上げて追及してきました。私の代表質問、一般質問は、金権腐敗政治の一扫を願う市民の思いに添えたものです。

同僚議員のみなさん。市民のみなさん。最後に、那覇市議会のホームページにメールでの投稿がありました。今回の懲罰に関することなので紹介させていただきます。

はじめまして、お世話になります。問い合わせ内容と送り先が合っているかわかりませんがご容赦ください。SNSにて政治資金に関する質問をした市議への懲罰動議が可決されたこと知り、新聞等を読みました。

今自民党の政治資金不記載の問題は、いくら「秘書がやったこと」など言い訳をしても、国民は実質裏金脱税問題として関心を多く寄せています。自民党をはじめ、全ての政党の会計におかしなところがないか見直してほしいと思っていますし、おかしなところがあれば追及するのが当然の行いだと思えます。その当然の行いをした古堅市議が、なぜ懲罰動議にかけられなければいけないのでしょうか？ 心底納得がいかず、怒りすらも感じています。不利な質問をしたら懲罰動議に掛け、数の力でねじ伏せる。そんなことが許されれば、どんな悪事も多数派でいる限り許される、最悪の市政になってしまします。

自民党は昨年、批判が散々上がっている中インボイス制度を施行しました。市民には厳しい帳簿付けや納税を強いておきながら、なぜ自民党には脱税とおぼしき行為が許されるのでしょうか？

古堅市議の質問になんらおかしなところはありません。懲罰動議を撤回すべきです。おくま亮市議をはじめ、自民党に所属する議員、その他の政党でも、政治に関わる人たちは全員、会計をつまびらかにして正してください。私は那覇市民ではありませんですが、今多くの国民がこの横暴に憤り、今後を注目しています。正しい判断がなされるよう願っています。これが、那覇市議会に寄せられた市民からのメールです。多くの市民、県民の思いを代弁した投稿ではないでしょうか。

同僚議員と市民のみなさん。重要な役割を担う収支報告書と領収書の写しなどを活用して説明し、改めて明らかにした事実にも照らしても、また、政治家と政治団体が厳格に遵守すべき政治資金規正法に照らしても、私に懲罰を科する理由は全くありません。数の力で、市議会議員の政治団体の不記載をはじめ、政治とカネの問題の追及を抑え込もうとする懲罰動議には道理も大義もありません。

多くの市民から厳しい批判を受けることとなるでしょう。

日本共産党は、懲罰の脅しに屈することなく、政治とカネの問題の真相解明に、引き続き全力を尽くしていく決意をはっきりと申し上げます。不記載問題も、まだまだあります。引き続き、しんぶん赤旗と協力して暴露してまいります。良識ある議員のみなさんのご判断を心からお願ひ申し上げます。発言を終わります。ありがとうございます。いっぺー みへーでーびる